



海外勤務と納税管理人の届出

第 337 回

高橋さん：みらい先生、こんにちは。このたび、タイへ海外勤務が決まりました。そこで、今後の所得税について教えてください。

みらい：わかりました。海外での勤務はどのくらいの期間を予定されているのですか？

高橋さん：3年の予定です。

みらい：そうですか。海外勤務のために1年以上の予定で出国する場合は、日本の所得税では出国後「非居住者」として取り扱われます。

高橋さん：私は不動産所得があるので毎年確定申告をしていますが、日本で「非居住者」となると日本で確定申告は不要になりますか？

みらい：いいえ。非居住者になった場合でも、「日本国内で生じる所得」については、日本で所得税が課税される場合があります。高橋さんの場合、日本国内の不動産から生じる所得があるため、今後も日本で確定申告が必要になる可能性があります。

高橋さん：出国後の税務手続きはどうすればよいのでしょうか？

みらい：まず確認したいのが、納税管理人の届け出です。出国前に必要な手続きをしておく、と、出国後の申告や税務署からの連絡への対応がしやすくなります。

高橋さん：納税管理人とは何ですか？

みらい：非居住者に代わって、日本国内で申告書の提出、税金の納付、税務署からの書類の受け取りなどを行う人です。

高橋さん：誰がなっても良いのですか？

みらい：通常は、日本国内に住所等がある方のうち、こうした手続きを適切に行える方をお願いします。日本に残るご家族や親族、知人、会社の担当者などをお願いするケースが多いですね。

高橋さん：納税管理人を定める場合、どのような手続きが必要ですか？

みらい：日本を出国する日までに「所得税の納税管理人の届出書」を所轄税務署へ提出します。届け出後は、税務署からの書類が納税管理人に送付されるため、出国後の手続きが進めやすくなります。

高橋さん：私の納税地の所轄税務署へ提出するので、ところで、私が日本を出国した後は日本に住所がなくなりますが私の納税地はどこになりますか？

みらい：出国後の納税地は、納税管理人の有無や日本国内の資産の所在地などによって異なるため、個別に確認が必要です。高橋さんの場合、今のご自宅にご家族が残る場合には出国前と同じ納税地、ご家族全員で行かれるのであれば貸し付けている資産の所在地が納税地となります。

高橋さん：わかりました。ちなみに、出国までに納

税管理人を定めないとどうなりますか？

みらい：出国前に届け出をする場合としない場合では、出国した年の申告手続きや期限の取り扱いが変わります。例えば、11月1日に出国する場合、届け出をしていないと、出国前にその時点までの所得について申告が必要になり、さらに、翌年3月15日までに、出国後に日本国内で生じた所得を含めて、あらためて申告が必要になります。一方、届け出をしておけば、翌年3月15日までにまとめて申告しやすくなりますので、出国前に確認しておく、と安心です。

高橋さん：出国前は準備に追われて、つい忘れてしまいそうですね。

みらい：そうですね。なお、令和4年1月1日以後は制度の見直しにより、税務署長等から納税管理人の届け出を求められたり、一定の場合には指定されたりする仕組みが設けられています。出国前に必要な確認と届け出を済ませておく、と安心ですね。

高橋さん：そうですか。事前に家族にも説明して、必要な確認をしておきます。ありがとうございました。

確定申告(11月1日出国の場合)



提出がない場合

- ① 出国前: その時点までの所得について申告
- ② 翌年3月15日までに: 出国後に日本国内で生じた所得を含めて申告

提出した場合

翌年3月15日までに: まとめて申告

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社: 東京都中央区・国内 25 拠点)

現地法人: 中国 (北京・上海・深セン)・マレーシア (KL)・ベトナム (ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ (バンコク)・バングラデシュ (ダッカ)
JapanDesk: 米国 (LA)・中国 (大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL: <http://www.miraic.jp/>